HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『諏方大明神画詞』諸本考
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 157, 14-30
Issue Date	2021-08-19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88891
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_157_14-30.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『諏方大明神画詞』諸本考

間枝遼太郎

一　はじめに

『諏方大明神画詞』（以下『画詞』）は、延文元年（一三五六）に成立した、諏訪信仰の代表的な縁起書である。この『画詞』については、金井典美「諏訪大明神絵詞の写本と系統」（『諏訪信仰史』名著出版、一九八二年）、今津隆弘「『諏方大明神絵詞』の解説」（『神道史研究』第四十二巻第三号、一九九四年七月）といった先行研究によって諸本の性格や系統の分析・整理が行われてきた[1]。

しかし近年、これまで文明四年（一四七二）写の現存最古写本とされてきた権祝本について、その書写年代認定が誤りである可能性を井原今朝男氏[2]が指摘したことにより、『画詞』の諸本論は再検討を迫られている。また現在、稿者の諸本調査により新たに数本の『画詞』新出写本が発見されており、それらを組み込んだ新たな諸本の系統整理も必要となってくると思われる。『画詞』の諸本を整理しその系統を把握することは、そこに記される言説や諏訪信仰の受容の様相を捉える上で重要な作業となろう。さらに『画詞』は現在に至るまで校訂本文が存在しないため[3]、信頼できる校訂本文の作成のためにも、どの本が校合すべき善本であるか確定させる作業は不可欠となる。よって本稿では、『画詞』受容史の構築を視野に入れながら、新出写本を含めた諸本の系統整理を新たに行うこととする。

二　原本から梵舜本へ

一　原本について

まず、現存写本の検討に移る前に、『画詞』の原本について、先行研究を踏まえながら、その成立と利用の様子を確認しておきたい。

『画詞』は延文元年（一三五六）に「縁起絵」三巻と「祭絵」七巻の全十巻という構成で成立した。編者は室町幕府の奉行人として活躍した諏訪円忠[4]で、外題は後光厳天皇の宸筆、各巻の奥書には将軍

足利尊氏が自筆の署名を加え[5]、絵・詞書は当代一流の絵師・書家が手掛けるという、当時としては非常に大規模な縁起絵巻であった[6]。

この十巻の絵巻は、円忠の死後の応永二年～応永十年（一三九五～一四〇三）頃、「縁起絵」に二巻が追加されて全十二巻となった[7]。現存する写本は全て、この十二巻の状態の原本から書写された本の系統に属する[8]。また応永二十四年（一四一七）にはその追加両巻に後小松院の奥書が付され[9]、さらに嘉吉二年（一四四二）には追加両巻に後花園天皇の外題が付された[10]。これにより『画詞』十二巻は、後光厳・後花園の外題、尊氏・後小松の奥書を備える絵巻となった。

この原本の所在は現在確認されないが、戦国期までは史料上に度々その姿を現している。原本の利用は主に、それを持ち伝えた円忠の子孫・京都諏訪氏の活動と関わる形で行われたようである。『康富記』嘉吉二年（一四四二）六月十一日条には、中原康富が伊勢兵庫助貞親邸を訪れたところ、ちょうど諏訪将監忠政（円忠の四世孫）[11]が自身の持参した「諏訪明神縁起」十二巻を読み上げるところで、康富も巻六から巻十二までを聴聞・拝見した、とある。この伊勢貞親邸での『画詞』披露について、石井裕一朗氏は嘉吉の乱後のこの時期における京都諏訪氏と政所執事伊勢氏との関係の深化と関わる出来事と捉えている[12]。

また、『康富記』には同じく嘉吉二年の十一月から十二月にかけて、『画詞』に関係する記事が再度見える。そこでは、康富と伏見宮貞成親王との雑談の中で先の諏訪縁起の絵巻のことに話題が及び、結果、貞成親王に忠政から絵巻が貸し出されることになったことが記される（『康富記』嘉吉二年十一月二十六日条・同二十八日条）。さらにその絵巻は、貞成親王の鑑賞後、親王の実子・後花園天皇へ進覧されたという（『康富記』嘉吉二年十二月二十三日条）[13]。

それからおよそ四十年後の文明十四年（一四八二）には、三条西実隆によって宮中に諏訪の縁起が持ち込まれ（『お湯殿の上の日記』文明十四年閏七月五日条）、延徳二年（一四九〇）には、諏訪貞通（円忠の五世孫）と竹田法印定盛によって再び宮中に縁起が持ち込まれている（『お湯殿の上の日記』延徳二年八月六日条）[14]。また永禄二年（一五五九）正月には、後述の梵舜本書写者・神竜院梵舜の父である吉田兼右が足利義輝の御前において「諏方社縁起」の巻一・二・六を読み上げており、（『兼右卿記』永禄二年正月十四日条）[15]。さらに同年五月には、再び兼右が「諏方社縁起」巻一・二・六を読み上げている（『兼右卿記』永禄二年五月十四日条）[16]。

さて、以上に挙げたのは『画詞』原本の実在とその利用の様子を跡付けることのできる事例のうち、有力者の上覧にあずかるという形をとったものであるが、それ以外にもこの『画詞』は様々に利用されていたようである[17]。中でも、次に掲げる天文五年（一五三六）の「室町幕府奉行人諏方晴長（カ）申状」（国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本）は、原本に付された〈権威〉がどのように受け止められたか、その一端を窺わせる利用例として興味深い。

鹿食之段被尋下候、於当社者条々子細在之、
当社縁起外題、後光厳院忝被染　宸筆、至奥書者、等持院殿様以御自筆御実名被書之、於言葉者堂上御方々并　御門跡等被染筆、於追加外題者、後花園院被染　宸筆、至奥書者　後小松院同御判在之、可謂未来際之霊宝者哉、如此在之時者、当社鹿

食之段、公武御許容之段、分明也、当社記文曰、偸蕩邪忌群萠、為利殺生之猪鹿、於真如之境、棲山海之辺也、是当社記文第一也（今者号多羅尼）、本誓悲願有故者歟、（中略）

天文五年十一月廿四日[18]

この文書は、「武家が狩猟の禁制を下したのに対して、当社（諏訪社）では等持院殿以来鹿食狩猟を公認されているとしてその免除を願う内容[19]」が記されたものである。文中に「父信濃守長俊」とあるため、文書の作成者は諏訪信濃守長俊の子・晴長（円忠の七世孫）と推測される。いずれにせよ京都諏訪氏の誰かによって作成されたものであることは確かだろう。この文書の特徴の一つは、その京都諏訪氏が諏訪社の狩猟の特権を主張するに際して、『画詞』の狩猟に関わる記事の内容が具体的に参照されている点にあるが、さらにそうした主張の前提として、傍線部のように後光厳・後花園の外題、尊氏・後小松の奥書が『画詞』原本に存在することが念入りに確認されている点は注目される。天皇や将軍がそれら外題・奥書を『画詞』に添えているということを根拠として、『画詞』の内容（ここでは狩猟関係の記述）は公武に認められたものであると主張されているのである。石井裕一朗氏は、『画詞』の内容は外題・奥書の存在によって〈天皇に保証された縁起〉となったと指摘する（注5参照）。右の文書の例は、その保証が実際に京都の社会において機能し得たことを示していよう[20]。

二　梵舜本

『画詞』原本の京都における実在を直接的に示す史料としては、先の永禄二年（一五五九）の『兼右卿記』の例が現在確認されている中で最も時代の新しいものとなるが[21]、十七世紀初頭には、その原本から直接書写した可能性が指摘される写本が現れる。それが、神竜院梵舜によって慶長六年（一六〇一）に書写された梵舜本（東京国立博物館所蔵）である。梵舜本は追加両巻に後花園外題・後小松奥書が存在したことや、後光厳外題・尊氏奥書が各巻ごとに存在したことを記す。それらは後述の宗詢書写本系統の諸本にはない情報で、梵舜本が原本の情報を良く保持していることが窺える[22]。金井典美氏は「どういう縁故で、梵舜が外見を許されたのか不明であるが」（二一三頁）とするが、あるいは先に見たように父吉田兼右が『画詞』原本を取り扱う機会があったことが、子の梵舜の原本書写に繋がったのかもしれない。なお梵舜本は、翻刻を収載した近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話　続々』（古典文庫、一九七一年）の刊行、および金井氏による本格的な紹介を経て、現在、『画詞』諸本のうちの最善本と見なされている。

三　宗詢書写本系統A群——叡山文庫本に近い諸本

『画詞』の現存写本は、梵舜本を除けば全て、信濃国伊那郡南原山文永寺六世住持・宗詢が文明四年（一四七二）に書写した本の系統である。宗詢は伊那郡の豪族知久氏の出身で、康正元年（一四五五）に後花園天皇の和歌会に召されて参内し童形で和歌を詠み、その後醍醐寺に入り理性院流の嫡流を相承したという経歴を持つ人物である[23]。なお、宗詢書写本は原本から直接書写されたものではなく、

盛円法印という人物の写本を親本とする。宗詢書写本系統の本として最もよく知られるのは権祝本であるが、本節ではまず、権祝本の系統とは距離のある写本である、先行研究で〈春日〇〇本〉と呼称されていた本の系統、およびそれと関わると思われる諸本群について検討する。

一　叡山文庫本に近い系統の諸本（叡山文庫本、正教蔵文庫本、教林文庫本、貞松院本）

この系統の本が〈春日〇〇本〉と呼ばれた理由は、写本末尾に『当社春日大明神之秘記』なる南都春日社の社記が付随するという特徴があるためである。先行研究で挙げられている〈春日〇〇本〉は、早稲田大学教林文庫本（元禄三年（一六九〇）写。金井氏・今津氏・五味氏は「春日早大本」とする。[24]以下「教林文庫本」）、および神宮文庫〈資料番号第一門四九〇〇〉本（寛政九年（一七九七）写。金井氏・今津氏は「春日神宮本」、五味氏は「春日神宮文庫本」とする。以下「貞松院本」[25]）の二本であるが、近時稿者が調査を行ったところ、同様に『当社春日大明神之秘記』が付随する、これまでの『画詞』研究では知られてこなかった写本二本を見出すことができた。一つは叡山文庫天海蔵所蔵『諏訪大明神画詞』[26]（以下「叡山文庫本」）、もう一つは西教寺正教蔵文庫所蔵『諏訪大明神画詞』[27]（以下「正教蔵文庫本」）である。

叡山文庫本は南光坊天海の所持していた本で、その書写年代は天海の死去する寛永二十年（一六四三）以前と判ぜられる。また正教蔵文庫本はその奥書に「万治二年八月廿三日以慈眼大師御本書写訖江州栗太葦浦観音寺舜興蔵」[28]とあり、万治二年（一六五九）に芦浦観音寺（滋賀県草津市の天台宗寺院）にて慈眼大師（天海）の本より直接書写されたものであることが知られる。「慈眼大師御本」とは天海蔵の叡山文庫本のことであろう。江戸時代の比叡山の天海蔵は学徒が典籍を閲覧・書写できる実用的な文庫であり[29]、叡山文庫本もそうした環境のもとでしばしば閲覧に供される本であったと考えられる。末尾に『当社春日大明神之秘記』が付随する既知の写本のうち、比叡山横川鶏足院の僧覚深の奥書として「当山法蔵之本」より写したと記される教林文庫本も、叡山文庫本からの直接の写本である可能性がある。このような叡山文庫本から書写された系統の本は、あるいは天台宗寺院を中心として他にも存在するかもしれない。貞松院本については叡山文庫本や比叡山との関係は判然としないが、『当社春日大明神之秘記』の存在や本文から、叡山文庫本・正教蔵文庫本・教林文庫本らにかなり近い写本と見られる。

二　叡山文庫本系統に近い本文を持つ諸本（玉川大学本、丸山本、藤廬文庫本）

稿者の調査では、右の叡山文庫本・正教蔵文庫本の他、さらにもう一本の新出写本を発見することができた。それが玉川大学教育学術情報図書館所蔵『諏方大明神画詞』（請求記号「Ｗ１７５-ス」。以下「玉川大学本」）である。この玉川大学本には書写奥書がなく、書写年代は不明である。本文を検討すると、冒頭付近から〈神降〉が「神際」、〈窃ニ国史ノ所説ヲ見ルニ〉が「偸史ノ見ニ所説ニ」、〈ミコトノリ〉が「御事法」となっているといったように、他系統の本と比

較して字句の異同が多い。

ただその一方で、本文の特徴的な部分で叡山文庫本系統と一致を見せることがしばしばあるという点は見逃せない。例えば、叡山文庫本では縁起絵巻[30]に「諏訪住吉二神及□宮」（五丁オモテ三行目。梵舜本では「諏方住吉二神八祖（及脱カ）皇后護持等宮」）と数文字分の欠字があるが、玉川大学本では同じ箇所が「諏方住吉二神及宮」となっており、叡山文庫本と同様に「八祖皇后護持等」が抜けている。また叡山文庫本では、権祝本で「堂下ニ脱れたる」[31]とある箇所が「当下ニ脱レ両日」（三七丁オモテ三行目。平仮名「たる」のくずし字が「両日」と誤写されたと考えられる）となっているが、その「両日」は玉川大学本の当該箇所にも「当下ニ既ニ両日」と見えている。さらに叡山文庫本系統の本には、金井氏が指摘するように[32]、宗詢書写本系統に存在する縁起絵巻三の奥書「文明四年壬辰夷則上旬於高野山悉地院従一昨日至今日書写功畢八日酉刻　宗詢」の最後の「宗詢」の署名のみが欠けているという特徴があるが、やはり玉川大学本の縁起絵巻三奥書も同様に「宗詢」の署名だけがない。そうした欠字や独特な誤写の部分で共通性を持つことを考えると、玉川大学本の本文は叡山文庫本系統に近いものと判断できよう。

さて、玉川大学本の存在とその内容を把握すると、既知の本の位置付けにも再考すべき点があることがわかってくる。具体的には、丸山本（金井氏・今津氏・五味氏は「金剌丸山本」とする）と藤慮文庫本（五味氏は「金剌藤慮文庫本」とする）の二本についてである。この二本はいずれも江戸時代後期頃の書写で、高野武貞の金剌高野本とともに、金剌（今井）信古の写本（権祝本を忠実に書写し、さらに神長本と武居祝本によって校合）の系統に連なるものとして扱われてきた。丸山本と藤慮文庫本が先行研究において金剌信古本の系統とされたのは、末尾に金剌信古の奥書があることと、本文に神長本と武居祝本の記述の傍記（異本注記）が存在することによると思われる。しかし、実際に丸山本・藤慮文庫本の本文そのものを見ると、金剌信古本の系統である金剌高野本とは明らかに異なる本文になっている。金剌高野本がやはり権祝本に忠実な本文を持つのに対して、丸山本・藤慮文庫本の本文はむしろ玉川大学本に近いのである。先に玉川大学本の特徴として掲げた冒頭の「神際」「倫史ノ見二所説一」「御事法」をはじめとして本文の多くの箇所が玉川大学本に合致する他、叡山文庫本系統との関係を窺わせる玉川大学本の「諏方住吉二神及宮」「当下ニ既ニ両日」の箇所も、丸山本・藤慮文庫本では「諏方住吉二神及宮（八祖皇后護持）」「当下ニ既（脱）ニ両日（れたる）」[33]となっている。すなわち、丸山本・藤慮文庫本は玉川大学本かそれに近い本を底本とし、金剌信古本系統の本と校合したもの（その校合の際に神長本・武居祝本の内容を記した異本注記、および金剌信古の奥書も転記された）と見なければならない。金井氏・今津氏の作成した系統図では丸山本が金剌高野本の祖本であるように記されるが、それは誤りであったと言える。

四　宗詢書写本系統B群——権祝本に近い諸本

本節では権祝本を中心とする諸本について検討する。なお、権祝本に関しては第一節で言及したように書写年代への疑義が提示され

ているため、まずそれについて触れておく。

権祝本は従来、文明四年（一四七二）写の宗詢書写本そのものであるとされてきた。しかし近年、井原今朝男氏が諏訪市博物館所蔵の権祝矢島家文書から祭絵部の錯簡のない写本である矢島本を発見し、それを祭絵部の錯簡のある権祝本に先行する写本と見なした。そして井原氏はその矢島本に「南原下坊　権祝綱政」という奥書があることから、矢島本を明暦三年（一六五七）に六十三歳で死去した権祝矢島綱政による書写本とし、権祝本以下多くの写本はそれ以降に矢島本から書写された系統の本であると結論付けている。

ただし、その井原氏の見解が妥当かどうかは疑問が残る。矢島本を実際に確認すると、その本文はあまり質の良いものではなく、権祝本と比較して異同がかなり多い。また、権祝本やそれに近い諸本は縁起絵部の巻三と巻四の順序が入れ替わっている（巻一・二・四・三・五となっている）という特徴を持つが（これは寛永二十年（一六四三）以前写の叡山文庫本をはじめ、他の宗詢書写本系統の多くの写本にも共通する特徴である）、矢島本は巻四の内容を持つ巻の題を「縁起第三」、巻三の内容を持つ巻の題を「縁起第四」とすることで順序の入れ替わりが見かけ上存在しないように装っている（見かけ上の順序は巻一・二・三・四・五、実際の内容の順序は巻一・二・四・三・五）、という問題もある。巻の内容を見ただけでは矢島本の「縁起第三」が巻三でなく巻四だと気付くのは容易ではないはずであるから、もし矢島本が権祝本らの祖本ならば、矢島本を踏襲して巻四を「縁起第三」、巻三を「縁起第四」とする本が他に複数あってもおかしくないだろう。しかし実際はそのような写本は他に確認できない。そのような点を考慮すると、矢島本を権祝本らの祖本とする井原説には従い難い[34]。

だが、権祝本は宗詢書写本そのものではないのではないかという井原氏の問題提起自体は、依然として検討する意義のあるものと考える。以下、はじめに諸本の詳細を確認し、その後改めて権祝本の性格について考察を行う。

一　権祝本

権祝本は元々、その通称の通り、権祝矢島家に伝えられた写本であった。それが弘化二年（一八四五）に権祝家の矢島真賢木（後の守矢実顕）が神長官守矢実延の養子となって神長官家を継いだ際に携行したことにより神長官家の所蔵となり[35]、現在は茅野市神長官守矢史料館に寄託されている。梵舜本が本格的に紹介されるまでは、長らくこの権祝本が『画詞』の最善本として扱われた。近代以降に刊行された『画詞』の翻刻本の多くは、権祝本を底本とするものとなっている[36]。

権祝本は『画詞』諸本の中でも一際多くの問題を含んだ写本である。ここではひとまず、同系統の諸本との関係を考える上で必要な二点の特徴を確認しておきたい。

まず、権祝本には祭絵部の八月から十二月にかけての部分に錯簡が存在することが知られる。『画詞』の祭絵部は一月から十二月までの祭儀の詳細を日付を追って記すが、権祝本では、八月の記事の次に十月・十一月の記事がきて、その後に九月の記事がくるという奇妙な順序になっているのである。この錯乱はちょうど権祝本の丁

の変わり目に沿った形で発生しており、権祝本の丁の順番を正しく入れ替えるだけで本来の形に戻せる性質のものである。これは金井氏が指摘するように、「何らかの必要があって権祝本をとじ直した際、後半の祭の一部をとじ誤った結果生じた錯乱」（二〇六頁）であると考えられる。それはすなわち、同様の錯乱した本文を持つ写本は全て権祝本から書写された系統の本と推定できる、ということでもある。

また、権祝本には紙の欠損により一丁目に欠字が生じていた時期があったらしい（【画像1】の紙の左端の色が白くなっている部分が欠損箇所）。現在は欠損部分に新たに本文が補入されている状態となっているが、補入された本文のうち「奉ゝ天照太神ニ」の部分は、梵舜本や叡山文庫本では「天ノ神ニ奉（ラ）ンヤ」となっているところで、元は権祝本でも「天照太神」でなく梵舜本・叡山文庫本らと同様「天ノ神」とあったと思われる。また、「天照太神」の左の行には「問テ二若神ニ一返事申ント申」という文が補入されているが、同じ箇所は梵舜本・叡山文庫本では「神ニ問テ返事申サント申」で、

【画像1】

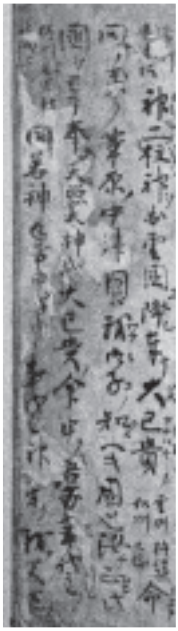

ここも権祝本の補入の際「若」の字が増えて独自の異文になっていることがわかる。(37)

なお、権祝本から書写された系統と考えられる写本には、次の大祝本のように、「天照太神」「問テ二若神ニ一」の異文があり、なおかつ現行の権祝本一丁目の白く見える箇所と重なる範囲の本文が部分的に欠けているものが多い。そこから、権祝本の一丁目は一度本文が欠けて補入された後（このとき「天照太神」「若」も補入）、再度別の箇所が部分的に欠損した（大祝本らの祖本となったのはこの状態のとき）という経緯を辿ったことも窺える。

二　大祝本

大祝本は諏訪市博物館所蔵大祝家文書の中の写本である。奥書に「南原下坊／権祝綱政」（／は改行を示す）とあるものの、書写奥書ではないと思われる。五味氏はこの本の書写年代を「江戸時代前期」と推定している。

この本には祭絵部に権祝本同様の錯簡があり、また冒頭付近に、

葦原ノ中□我御子ノ知ㇲヘキ国也汝正サニ此国ヲモチ奉ゝ天照太神ニ□大己貴ノ命申吾□代主ノ□問テ二若神ニ一返事申ント申事代主神□我父宜ク正ニ去リ奉ルヘシ

と、欠字・補入による異文が存在している。

三　村井本

神宮文庫所蔵の写本である。神宮文庫には『画詞』写本が二本あり、資料番号第一門四九〇〇の本が先述の貞松院本、資料番号第一

門四八九九の本がこの村井本となる。「天明四年甲辰八月吉日奉納皇大神宮林崎文庫以期不朽京都勤思堂村井古巌敬義拝」の朱印が捺してあり、天明四年（一七八四）に国学者村井古巌が林崎文庫に奉納したうちの一冊であることが知られる。先行研究では「続群書類従神宮文庫本」（金井氏・五味氏）、「続群書類従（神宮）本」（今津氏）と呼ばれているが、天明四年の時点では『続群書類従』は企画が始まってさえいないため、少なくとも村井本が続群書類従本そのものであることはあり得ない。なお、谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第二十六巻　神社縁起（三一書房、一九八三年）所収の『画詞』はこの村井本を底本とする。

村井本には大祝本同様の祭絵部錯簡、冒頭の欠字・異文が存在する[38]。また、「南原下坊／権祝綱政」の奥書がある。

四　続群書類従本（宮内庁書陵部）

『続群書類従』巻七十三所収。『続群書類従』には宮内庁書陵部所蔵の稿本や静嘉堂文庫所蔵の浄書本など複数の本があるが、本稿では便宜的に纏めて「続群書類従本」として扱い、宮内庁書陵部本によって代表させることとする[39]。

奥書には「右諏訪大明神絵詞天保六年三月十三日校正畢」とある。また、松沢本の序文の記述から、続群書類従本の底本は黒河春村書写本であったことが知られている[40]。

続群書類従本にも大祝本同様の祭絵部錯簡、冒頭の欠字・異文が存在する[41]。また、「南原下坊／権祝綱政」の奥書がある。

五　松沢本、蕗原拾葉本（伊那市立高遠町図書館）、八洲文藻本（宮内庁書陵部）

松沢本は天保十年（一八三九）に国学者松沢義章が書写したもの、蕗原拾葉本は中村元恒・元起父子が編纂した叢書『蕗原拾葉』の巻二十九・三十に収められるもの、八洲文藻本は徳川斉昭が編纂した叢書『八洲文藻』の巻七十二・七十三・七十四に収められるもの。

三本いずれにも大祝本同様の祭絵部錯簡、冒頭の欠字・異文が存在する。なお、この三本には権祝綱政の奥書はない。

六　金刺高野本、金刺飯田本

金刺高野本は、安政六年（一八五九）に成沢寛経所蔵の本を松代藩士高野武貞が書写したものである[42]。金刺高野本の奥書には次のような記述がある。

> 右諏方大明神画詞一巻者上宮権祝家秘本也以上宮神長官家蔵本及家本校合畢
> 一神長本与他本異者以朱傍書之若仮字異同及文意先後等聊省之
> 一以墨校者家本是也元本誤写頗多文意大抵与権祝本大同小異耳
> 一全文依旧本臨書有点画異体而不可読者以類本審之
>
> 金刺信古（花押）

右の奥書を書いた金刺信古（一八一八～一八五九）は諏訪下社武居祝今井氏の出で、平田門下の国学者でもあった人物である。信古は「上宮権祝家秘本」（権祝本）を底本として「臨書」し、「上宮神長官家蔵本」（神長本）[43]との異同を朱で、「家本」（武居祝本）[44]との異同を墨で示して校合したという。その金刺信古本の特徴は金刺高野

本に反映されており、神長本の記述は朱で、武居祝本の記述は墨で傍記される他、本文は一面行数・一行字数ともに権祝本に等しく、権祝本一丁目の損壊箇所なども点線で表現されている。

また、金刺信古本の系統に属する本には他に、『信濃史料叢書』第三巻（信濃史料編纂会、一九一三年）所収の飯田武郷所持本[45]（以下「金刺飯田本」）がある。現在の所在は不明であるものの、翻刻によってその本文を確認することができる。縁起絵部の異同の傍記はなくなっているが、祭絵部の神長本の神事に関する異文の傍記は残っている。金刺飯田本の末尾には金刺高野本と同様に、金刺信古の奥書と成沢寛経の抄録した『康富記』『建武式目』の記事がある。

金刺高野本・金刺飯田本には大祝本らのような祭絵部錯簡はない。神長本や武居祝本を参照した際に訂正がなされたのだろう。なお、金刺高野本には「権祝綱政」、金刺飯田本には「南原下坊　権祝綱政」の奥書がある。

以上、権祝本およびそれと関わりが深いと思われる諸本の特徴を確認した。それを踏まえた上で、権祝本は本当に宗詢書写本かという問題について検討しよう。

はじめに注目したいのは、奥書である。権祝本が宗詢書写本であると見なされてきたのは、円忠の跋より後方にある奥書が宗詢のものしかなく、それが書写奥書と考えられたからであった。しかし、権祝本には本当に宗詢の奥書しかなかったのだろうか。

権祝本から書写された系統の本には、「権祝綱政」の奥書を持つものが少なくない。先に確認した八本のうち、大祝本・村井本・続群書類従本・金刺高野本・金刺飯田本の五本には権祝綱政奥書がある。特に、権祝本から直接書写したことが明示されている金刺信古本の系統である金刺高野本・金刺飯田本にその奥書があることは見逃せない。それは、権祝本にも権祝綱政奥書があった可能性を示唆するからである。金刺高野本・金刺飯田本の「権祝綱政」の箇所には「後書也」という傍記があるが、金刺高野本で同じく「後書也」の傍記が付されている見返しの「御縁起六拾壱枚之事畢」という十文字はそのまま権祝本にもあるから、やはり権祝綱政奥書が権祝本に存在した可能性は非常に高い。

ここで権祝本の奥書に立ち戻ろう。【画像2】が宗詢奥書のある丁である。見ると、丁の左下に不自然な紙の損壊の跡があることがわかる。この場所こそ、一面行数・一行字数を再現している金刺高野本において、権祝綱政奥書が配置されている場所なのであった[46]。すなわち、本来は権祝本にも権祝綱政奥書が存在したにもかかわらず、金刺信古本書写後のどこかの段階でその箇所が破れた（破られた）ことにより、宗詢書写本そのものだと誤認されるようになったと考えられるのである。

さて、権祝本が宗詢書写本でないことは、別の視点からも窺うことができる。

権祝本に近い諸本の多くには、先に触れた欠字箇所とはまた別に、縁起絵部の巻一に「及八祖□宮」というおよそ二、三字分の欠字がある。例えば大祝本・村井本・続群書類従本にはそのまま「及八祖□宮」とあり、また蕗原拾葉本・八洲文藻本では「八祖宮」と欠字分の空白が詰められた形で記されている。一方でその箇所は、

【画像2】

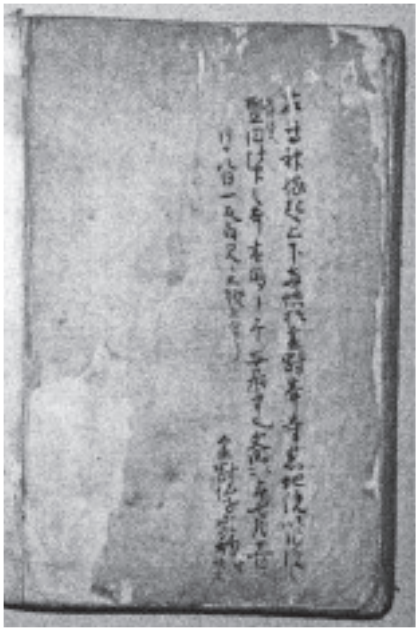

権祝本では「及八祖【皇后護持等】[47]宮」となっている。[48]これまでのように権祝本を宗詢書写本として捉える場合、この諸本間の異同は、宗詢書写本（権祝本）の時点では欠字がなかったのが、転写が重ねられていく中、ある本（ここでは［写本A］とする）の段階で損傷が発生したことにより、後世の多くの写本では字が欠けた状態で伝わることになった、と解されよう。その場合、「及八祖□宮」の欠字が最初に発生した［写本A］は、権祝本や大祝本らと同様の祭絵部錯簡や一丁目の欠字を持っている写本であったということになる。

しかし、この「及八祖□宮」の欠字は右の解釈では解決できない問題を孕んでいる。その問題は叡山文庫本系統の諸本を見れば明らかとなる。叡山文庫本では、先述の欠字箇所と同じ箇所が「及□宮」となっていた。大祝本らと同一箇所が欠落している上、その範囲がさらに拡大しているのである。それぞれ異なる写本の中の同一箇所に欠字があり、しかもそれが拡がっているということは、

《それらの共通祖本（欠字が最初に起こった［写本A］において損傷の程度が軽い状態（及八祖□宮）のときにそこから書写された写本と、より損傷の度合が進んだ状態（及□宮）のときに書写された写本が存在し、前者が大祝本などの祖本、後者が叡山文庫本系統の祖本となっている》

というのが唯一想定される事態であろう。[49]それを踏まえると、「及八祖□宮」「及□宮」の欠損を最初に起こした［写本A］がもし先述のように祭絵部錯簡・一丁目欠字を持つ写本だったとすると、そこから写された系統の叡山文庫本も同様に祭絵部錯簡・一丁目欠字を持つということになる。しかし、実際のところそうはなっておらず、叡山文庫本には祭絵部錯簡も一丁目欠字も存在しない。[50]

この矛盾は、［写本A］が祭絵部錯簡・一丁目欠字を持つ写本だと仮定したことが原因となって発生しているものである。つまりその矛盾を解消するには、「及八祖□宮」の諸本（大祝本ら）と「及□宮」の諸本（叡山文庫本ら）の共通祖本である［写本A］が、そもそも祭絵部錯簡・一丁目欠字を持たない写本であったと考えるしかない。それはすなわち、［写本A］は宗詢書写本系統の本（あ

るいは宗詢書写本そのもの）で、なおかつ祭絵部錯簡・一丁目欠字を最初に起こした権祝本より前の写本である、ということを意味する。この点からも、やはり権祝本は宗詢書写本ではなかったと考えられるのである。

なお、現行の権祝本には「及八祖【皇后護持等】宮」とあって欠字がないように見えるため、権祝本が［写本A］より後の写本だとすると、なぜ権祝本のこの箇所に［写本A］や大祝本らと同様の欠字がないのかという疑問が浮上するかもしれない。しかし、権祝本の当該箇所には不審点がいくつかあり、本来はここもやはり「及八祖□宮」となっていたと見られる。以下、当該箇所を影印によって確認しよう。【画像3】に「及八祖【皇后】」、改行して【画像4】に「【護持等】宮」が見える。ここで一つ不審なのが、【画像3】の「及八祖【皇后】」の「后」と、【画像4】右下の「本社【皇后】」の「后」の書き方が著しく異なる点である。これは異筆なのではないか。そしてさらに気になるのが、【画像4】の「【護持等】宮」の「持等」が極端に小さく書かれている点である。もし上から順に書写しているとすれば下や左にスペースがあるはずであるから、こうなるとは考え難い。「及八祖□宮」と既にスペースが限られていたところに書き加えたため、小さく書かざるを得なかったのではないか。しかも、梵舜本を参照すれば明らかであるが、この箇所は本来「八祖【皇后護持】等宮」とあるべきところで、「等」は割注に入らない

【画像3】

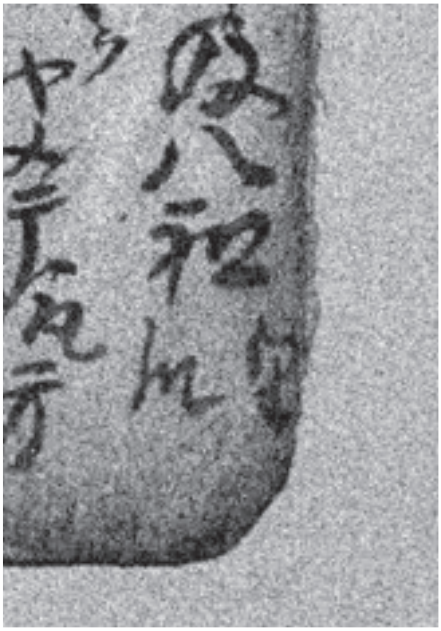

【画像4】

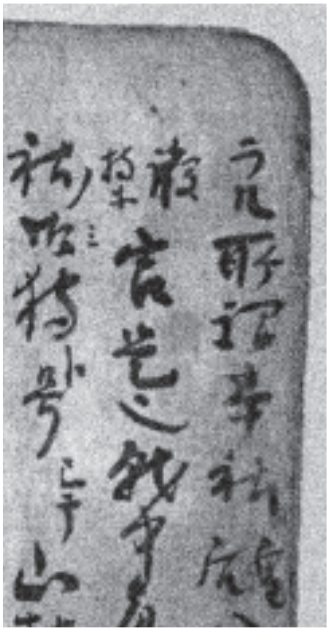

はずなのである。この点も、スペースが限られていたこと、上から順に自然に書写された箇所ではないことを示唆していよう。右のことから、権祝本の当該箇所も本来は大祝本らと同じく「及八祖□宮」となっており、「【皇后護持等】」の部分は後から書き加えられたものと考えられる。以上より、[写本A]が「及八祖□宮」の状態のときに書写された本に源を発するのが権祝本およびそれに連なる諸本（宗詢書写本系統B群）、「及□宮」の状態のときに書写された本に源を発するのが叡山文庫本およびそれに近い諸本（宗詢書写本系統A群）であると結論付けることができる。

五　おわりに

以上、『画詞』諸本の整理を行い、系統を再考した。先行研究では権祝本を宗詢書写本そのものとして扱い、梵舜本以外の全ての諸本の上に位置付けてきたが、本稿では権祝本が宗詢書写本ではないことを指摘し、また権祝本の系統と並び立つ一群として、叡山文庫本を中心とした諸本があることを示した。

原本を中心として室町時代に『画詞』が様々に利用された京都とは異なり、諏訪地方で『画詞』が書写され本格的に影響力を持つようになるのは近世初期頃以降のことであったと考えられる[51]。権祝本の存在は、その諏訪地方における近世以降の本格的な『画詞』受容の嚆矢として評価されるべきだろう[52]。

【表1】『画詞』系統分類表[53]

系統		伝本名	書写年代	所在
梵舜本系統		梵舜本	慶長6年(1601)	東京国立博物館
宗詢書写本系統	A群	叡山文庫本	寛永20年(1643)以前	延暦寺叡山文庫
		正教蔵文庫本	万治2年(1659)	西教寺正教蔵文庫
		教林文庫本	元禄3年(1690)	早稲田大学図書館
		貞松院本	寛政9年(1797)	神宮文庫
		玉川大学本		玉川大学教育学術情報図書館
		丸山本	江戸時代後期	長野県立歴史館
		藤廬文庫本	江戸時代後期	上田市立上田図書館
	B群	権祝本	江戸時代前期	茅野市神長官守矢史料館
		大祝本		諏訪市博物館
		村井本	天明4年(1784)	神宮文庫
		続群書類従本	天保6年(1835)	宮内庁書陵部等
		松沢本	天保10年(1839)	國學院大學図書館
		蕗原拾葉本	江戸時代後期	伊那市立高遠町図書館等
		八洲文藻本	江戸時代後期	宮内庁書陵部等
		金刺高野本	江戸時代後期	西尾市岩瀬文庫
		金刺飯田本	江戸時代後期	
	不明	矢島本		諏訪市博物館
		武居祝本		
不明		神長本		
		擬祝本		

〈注〉

（1）また近年、五味（加藤）夏希氏が新たに独自の視点から諸本系統の整理を試みている（加藤夏希「神長官家における『諏訪大明神絵詞』受容のあり方」（『人文科学研究』第九号、二〇一一年三月）、五味夏希「高野武貞による『諏訪大明神絵詞』書写の経緯―安政五年・六年の日記から―」（『信濃』第七十巻第五号、二〇一八年五月）参照）。以下、本稿で金井氏・今津氏・五味氏の見解を参照する際は、断りのない限り、それぞれ金井典美「諏訪大明神絵詞の写本と系統」、今津隆弘「『諏方大明神絵詞』の解説」、五味夏希「高野武貞による『諏訪大明神絵詞』書写の経緯」によるものとする。

（2）井原今朝男「神社史料の諸問題―諏訪神社関係史料を中心に―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第百四十八集、二〇〇八年十二月）二五二・二五三頁。

（3）「校訂」と名の付く論文に今津隆弘「校訂「諏方大明神絵詞」―前―」（『神道史研究』第四十三巻第二号、一九九五年四月）、同「校訂「諏方大明神絵詞」―後―」（『神道史研究』第四十三巻第三号、一九九五年七月）があるが、校異を示すのみで、校訂は行われていない。

（4）諏訪円忠の活動については、伊藤富雄「諏訪円忠の研究」（『伊藤富雄著作集』第一巻、永井出版企画、一九七八年）、小松茂美「奉行人諏訪法眼円忠」（『足利尊氏文書の研究』Ⅰ研究篇、旺文社、一九九七年）、林譲「諏訪大進房円忠とその筆跡―室町幕府奉行人の一軌跡―」（皆川完一編『古代中世史料学研究』下巻、吉川弘文館、一九九八年）などに詳しい。

（5）石井裕一朗氏は、この後光厳天皇の外題（およびその外題が宸筆であることを保証する足利尊氏の奥書）は『画詞』の内容に保証を与える機能を持つと指摘する（石井裕一朗「『諏訪大明神絵詞』外題・奥書考」（『信濃』第七十二巻第十二号、二〇二〇年十二月）二九頁）。

（6）絵は高階隆盛・藤原隆章・藤原隆昌・和泉守郊貞法師、詞書は近衛道嗣・世尊寺行忠・尊悟親王・尊円親王・久我通相・益守・六条有光が筆を執った。なお、特に後光厳天皇の外題については天皇が絵巻に筆を加えたことが明確な早期の例として注目される（髙岸輝「天皇と中世絵巻」（髙岸輝・黒田智『天皇の美術史3　乱世の王権と美術戦略　室町・戦国時代』吉川弘文館、二〇一七年）四六頁）。

（7）石井裕一朗「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰―『諏訪大明神絵詞』の再検討―」（『武蔵大学人文学会雑誌』四十一巻二号、二〇一〇年一月）三六七頁。

（8）なお、巻の追加が行われる以前には、編者の諏訪円忠自身が『画詞』を部分的に利用して、諏訪信仰の儀礼テクスト『諏方大明神講式』を作成している（石井裕一朗「中世における『諏訪大明神絵詞』と『絵詞』関係史料群の形成」（『法政史論』第四十二号、二〇一五年三月））。

（9）近藤喜博「諏訪大明神繪詞」（『国華』第六十編第九冊、一九

五一年九月）三三〇頁。

（10）この追加巻の外題は後述する後花園天皇への進覧の際に付されたものと見られている（近藤喜博、注9前掲論文、三三〇頁）。

（11）円忠以降の京都諏訪氏の系譜については、村石正行「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」（『長野県立歴史館研究紀要』第十一号、二〇〇五年三月）参照。

（12）石井裕一朗、注7前掲論文、三七八―三八〇頁。

（13）徳田和夫「諏訪の本地」の伝流―甲賀三郎譚の一帰結―」（『お伽草子研究』三弥井書店、一九八八年）五六七・五六八頁。

（14）石井裕一朗、注7前掲論文、三八一・三八二頁。

（15）徳田和夫、注13前掲論文、五六八・五六九頁。石井裕一朗、注7前掲論文、三八三頁。

（16）石井裕一朗、注8前掲論文、一四・一五頁。

（17）徳田和夫、注13前掲論文、五六九頁。『兼右卿記』永禄二年五月十四日条では巻六が「尊円御筆」であることが特記されており、兼右が扱った『画詞』が原本であったことを窺わせる。なお、延徳二年から永禄二年の間の出来事として、『尚通公記』永正十年（一五一三）八月十六日条には「諏訪絵」が徳大寺公胤から近衛尚通へ送られたとある（同五六九頁）。この「諏訪絵」が『画詞』原本のことであるのかは判断が難しい。

（18）諏訪貞通（円忠の五世孫）が作成した前田本『神氏系図』や、同じく貞通が関わった鷹書『和傳鷹経』でも、『画詞』が参照されている（石井裕一朗、注8前掲論文、および二本松泰子「諏訪貞通の鷹書―諏訪信仰の記述をめぐって―」（『國學院雑誌』第百十四巻第十一号、二〇一三年十一月）参照）。引用は小川剛生「高松宮家伝来の禁裏文書について」（『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―研究成果報告1』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇七年）による。

（19）小川剛生、注18前掲論文、一四頁。

（20）その後諏訪社の鹿食・狩猟が実際に禁じられたという話は確認されない。

（21）間接的に実在を示唆するものには、天正年間頃の「諏訪郡境覚書」（『諏訪史料叢書』十五巻所収）という文書がある。郡境に関する紛議が起こった際に神長官が作成した報告書の控で、その中に「伊那郡之境者大田切ニ候、無レ疑証文神秘絵縁起之内より両巻罷出候、此縁起者幸洛中ニ御座候条歴然之儀ニ候」とある（伊藤富雄、注4前掲論文、四二五頁）。

（22）なお、本稿で扱う全ての『画詞』現存諸本は、装訂は袋綴、料紙は楮紙である。

（23）藤井雅子「中世醍醐寺における他寺僧の受容」（『日本女子大学紀要　文学部』第六十六号、二〇一七年三月）七六・七七頁。

（24）金井氏・今津氏はこの本を厳覚が宝永五年（一七〇八）に書写したものとし、その親本として元禄三年（一六九〇）写の「春日本」（所在不明）を立てるが、厳覚の奥書とその前にある覚深の奥書は別筆であり、教林文庫本書写の際に付された

奥書は元禄三年の覚深のものの方と見られる（宝永五年の厳覚の奥書は伝持したことを示すもの）。

（25）同系統の本で『当社春日大明神之秘記』を持たないものが存在する可能性があること、また神宮文庫にはもう一本『画詞』写本が存在すること（後述の村井本）を考慮し、本稿では〈春日〉および〈神宮〉を写本名に付さなかった。「貞松院本」の名は写本末尾に「寛政九年山科貞松院七十七才」とあることによる。

（26）拙稿「叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）」（『北海道大学大学院文学院　研究論集』第二十号、二〇二一年三月）にて紹介した。

（27）書誌等は落合博志『国文学における寺院蔵書の利用促進のための奥書集成を含む正教蔵文庫の総合的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇二年）六〇三―六〇六頁参照。

（28）落合博志、注27前掲書、六〇四頁。

（29）中川仁喜「「天海蔵」の変遷について―日光・比叡・東叡三山分置後の経緯を中心として―」（『天台学報』第五十二号、二〇一〇年十一月）一二〇・一二一頁。

（30）『画詞』縁起絵部の巻名は写本によっては〈巻上・巻中・巻下・追加上・追加下〉等と書かれていることがあるが、本稿では便宜的に〈巻一・巻二・巻三・巻四・巻五〉で統一する。

（31）権祝本は漢字片仮名交じり文の写本であるが、何故かこの箇所の周辺およそ半丁分だけ唐突に漢字平仮名交じり文になっている（筆跡は片仮名・平仮名部分ともに同一）。叡山文庫本の当該箇所にも平仮名交じり文の影響が見られることから、権祝本と叡山文庫本の共通祖本の時点、あるいはそれ以前の段階からそうなっていたものと思われる。

（32）金井典美、注1前掲論文、二〇四・二〇五頁。

（33）傍記部分は金刺高野本の本文に等しい。

（34）五味氏は矢島本の書写年代を「江戸時代後期」と推定している。なお、矢島本の本文は二本松泰子氏により翻刻が行われている（二本松泰子「諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢島家文書『諏方大明神画詞』全二冊全文翻刻」（『グローバルマネジメント』第四号、二〇二一年三月））。

（35）伊藤富雄、注4前掲論文、四二六頁。

（36）『諏訪史料叢書』、『信濃史料』『新編信濃史料叢書』、『神道大系』など。また、権祝本の影印を収載するものに今井広亀編『諏方大明神画詞』（下諏訪町立博物館、一九七九年）がある。

（37）これらの異文が何に拠るものなのかは不詳。

（38）なお、冒頭の欠字のうち大祝本で「吾□代主」となっている箇所については、村井本（および続群書類従本・蕗原拾葉本・八洲文藻本）では「吾□事代主」と、「事」一字が存在する状態になっている。この差異は権祝本から書写された時期の違いによるものか。

（39）以下、叢書類はこれに準じ、代表的な一本のみを掲げる。

（40）今津隆弘、注1前掲論文、六三頁。

（41）ただし、冒頭の欠字のうち大祝本で「葦原ノ中□我御子ノ」となっている箇所に関しては、続群書類従本（および八

洲文藻本）では「葦原の中津国は我御子の」と正常な本文になっている。また、「奉ン天照太神ニ」の部分についても、権祝本系統の多くの本が漢文的に「奉」の下に「天照太神」を配すのに対し、続群書類従本・八洲文藻本は「天照大神に奉（ら）んや」の語順になっている。諸本のうち村井本・続群書類従本・蕗原拾葉本・八洲文藻本の本文は漢字平仮名交じり文となっているが、続群書類従本・八洲文藻本のみ右の二点の特徴を持っており、二本の距離の近さを窺わせる（村井本・蕗原拾葉本は大祝本と同様）。

（42）金刺高野本については、五味夏希、注1前掲論文（二〇一八）に詳しい。

（43）祭絵部に神長官の関わる神事についての大幅な加筆・改変が確認される本。加藤夏希、注1前掲論文（二〇一一）に詳しい。現在の所在は不明。金刺高野本・金刺飯田本の傍記によれば宗詢の奥書がない本らしい。なお、小島瓔礼「諏訪大明神絵詞」（『群書解題』第一下、続群書類従完成会、一九六三年）八六頁によれば、擬祝後裔の伊藤家には、神長本系統の『画詞』の祭絵部のみを取り出しそれをさらに擬祝本位に改刪した擬祝本があるという（稿者未見）。

（44）現在の所在は不明。武居祝家の写本であったこと、そして宗詢書写本系統の本である（金刺高野本・金刺飯田本の縁起絵巻三の宗詢奥書の傍記に、武居祝本にも同じ奥書があることが記されている）こと以外、どのような性格の本であったかは判然としない。

（45）『信濃史料叢書』所収本を金井氏は「金刺成沢本」、今津氏は「金剌丸山本」とするが、『信濃史料叢書』自体の『画詞』解題の最後に「今、飯田武郷の蓬室文庫本によりて両書（権祝本と神長本か―稿者注）の比較を示せり」とあることから、この本が飯田武郷所持本であったことがわかる。小島瓔礼氏も「信濃史料叢書第三に翻刻されている飯田武郷旧蔵蓬室文庫本」としている（小島瓔礼、注43前掲論文、八六頁）。

（46）大祝本にも同様の位置に権祝綱政奥書がある。

（47）以下、割注は【　】で括って示す。

（48）権祝本のこの箇所には紙の損壊は確認できない。権祝本の損壊箇所を点線で表現する金刺高野本でも、当該箇所に点線は書き込まれていない。

（49）異なる本においてそれぞれ別々に損傷が発生したにもかかわらずそれらが偶然同じ箇所だった、という可能性は著しく低い。

（50）もし祭絵部錯簡や一丁目欠字のない他本を参照してそれらを修正したとすれば、「及□宮」の欠字も同様に修正されているはずであるが、そうなってもいない。

（51）所在・系統不明の神長本が中世の写本である可能性や、未知の写本が中世の諏訪地方に存在した可能性は残るが、いずれにせよ、信州や諏訪地方において『画詞』が盛んに書写・利用されるようになっていくのはやはり近世以降のことであり、その営みの中心にあったのは権祝本であった。なお、諏訪地方における『画詞』利用例として早い時期のものではな

いかと思われるものに、諏訪藩三代藩主諏訪忠晴の弟盛條が奉納したと伝える縁起書『信州諏方大明神縁起』がある（同書については、二本松泰子「諏訪上社の縁起伝承―諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢島家文書『信州諏方大明神縁起』を端緒として―」（『信濃』第七十二巻第十二号、二〇二〇年十二月）に詳しい）。

（52）なお、権祝矢島家に秘本として伝えられていた本であることを考えると、権祝本は権祝綱政書写本である可能性が高いように思われる。叡山文庫本と比較しても本文の乱れは少なく、宗詢書写本からそれほど転写を重ねているようには感じられない。

（53）五味夏希、注1前掲論文（二〇一八）の系統分類表の形式を参考に作成。

〈付記〉

貴重な資料の利用に際しご高配を賜った関係諸機関に厚く御礼申し上げる。本稿で扱った写本のうち、梵舜本・正教蔵文庫本・藤廬文庫本・権祝本・続群書類従本・八洲文藻本・金剛高野本はマイクロフィルム、丸山本・蕗原拾葉本はデジタル化写真データ、玉川大学本・松沢本は原本からの複写物により閲覧した。なお、本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費、課題番号 20J11361）の成果の一部である。

（まえだ　りょうたろう・北海道大学大学院博士後期課程／日本学術振興会特別研究員ＤＣ２）